

名張市森林整備計画

(令和4年4月1日策定)

計画期間 自 令和4年4月1日
至 令和14年3月31日

三重県名張市

目 次

I	伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	4
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	5
第2	造林に関する事項	5
1	人工造林に関する事項	5
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	8
4	森林法第10条の9第4項の規程に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	8
5	その他必要な事項	9
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	10
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	10
2	保育の種類別の標準的な方法	11
3	その他必要な事項	12
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	12
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	12
3	その他必要な事項	13
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	15
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	15
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	15
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	15
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	15
5	その他必要な事項	16
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	16
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	16
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	16
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	16
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	16
2	路網の整備を併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	17
3	作業路網の整備に関する事項	17
4	その他必要な事項	18
第8	その他必要な事項	18
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	18
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	19
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	20
Ⅲ	森林の保護に関する事項	21
第1	鳥獣害の防止に関する事項	21
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	21
2	その他必要な事項	21
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	21
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法	21
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	21
3	林野火災の予防の方法	22
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	22
5	その他必要な事項	22
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	22
1	保健機能森林の区域	22
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	22
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	22
4	その他必要な事項	22
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	23
1	森林経営計画の作成に関する事項	23
2	生活環境の整備に関する事項	23
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	24
4	森林の総合利用の推進に関する事項	24
5	住民参加による森林の整備に関する事項	24
6	その他必要な事項	25

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

○自然条件

本市は三重県の北西部に位置し、北は伊賀市、東は津市、西と南は奈良県に接し、東西約10km、南北約13kmに広がり、総面積129.7k㎡を有している。

流域については、東南部から流れる名張川は、市域中央部で市域の南部から注ぐ青蓮寺川と西南部から注ぐ宇陀川と合流し北方向に向かい、木津川・淀川を経て、大阪湾へ注いでいる。

地質は、基礎盤岩は領家片麻岩類により形成されており、この上に第3紀鮮新世成層（古琵琶湖層群伊賀累層）が堆積し、堆積層の下部は粘土、上部は砂層でおおわれており、南部は基礎盤岩の上に室生火山群の活動による流紋岩質溶結凝灰石が分布し、標高は市役所付近（鴻之台1番町）で225m、最低は薦生地内の名張川河川敷で162m、最高は国見山山頂付近の883mで、周囲を山々に囲まれた山間盆地となっていることから、気候は、山間盆地特有の「内陸性気候」である。

○森林の現状

本市の森林は市街地を囲むように位置しており、面積は6,827ha、林野率は52.6%で、その蓄積量は141.9万㎡となっている。また、人工林面積は、4,443haで、人工林率は65.1%であり、森林の主体をなす私有林では、5ha未満の所有者が所有者全体の過半数を占めている。

森林の形態として、市内北部の森林は丘陵地で、人工林率は低くなっており、南部は急峻な地形が多く森林資源が豊富で、優良な木材を産出している地域であるとともに、その多くが自然公園地域の指定を受けている。

○森林整備の課題

近年、山村地域の過疎化、森林所有者の高齢化、世代交代、不在村化により境界がわからない森林も見受けられ、下刈り、間伐等が十分に行なわれない森林が増加するとともに、木材価格の長期的な低迷と人件費等、経営コストの上昇などにより林業の採算性は大幅に低下し、小規模な林家を中心に林業経営意欲は減退してきており、森林の管理水準の低下が危惧される状況となっている。

森林は、多くの公益的機能を有し、市民にとってはかけがえのない財産であり、名張市の目指そうとする「福祉の理想郷づくり」には欠かせない重要な要素となっていることから、森林の機能低下を防ぎその向上を図るため、森林の状況に応じた区分をし、それぞれの機能を十分に発揮させるための方針を示し、森林の整備を進めていくことが課題となっている。

2 森林整備の基本方針

森林に対する国民の要請は、木材生産機能から、水源のかん養、国土や自然環境の保全、地球温暖化の防止、レクリエーションや教育の場としての利用等多面にわたる機能の発揮へと多様化しており、市民の森林に対する価値観や要請も、森林の多面的な機能を重視した観点へと変わりつつある。ここで、本市の森林は、地域の環境や市民の生活を守り豊かにする環境森林と、近隣市町村とともに優良な木材を生産している生産森林としての2つの機能を合わせ持っていることから、森林の現状を踏まえつつ、森林が持つ機能が十分に発揮出来るよう、面的に区分設定し森林整備を進めるものとする。

なお、当整備計画は10年間を目標に設定し、おおむね5年ごとの見直しを行う。

ア 森林整備の基本的な考え方

森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能を高度に発揮させ、その機能を維持し、社会のニーズに適合した森林の整備のため、住民の意見を取り入れ、地域・林相に応じた計画的な森林整備を促進する。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備の基本的な考えかたは、次表のとおりである。

◇森林の有する機能ごとの森林整備の基本的な考え方

森林の有する機能	森林整備の基本的な考え方
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源周辺に位置する森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図ることとする。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p>
山地災害防止機能／土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p>
快適環境形成機能	<p>市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、試飲の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を</p>

	<p>推進することとする。</p> <p>具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

イ 森林施業の推進方策

間伐等を着実に実施するため、県、森林組合、林業事業者、森林所有者等の相互の連携を密にし、集約化や共同施業に対する意識を高めることで森林施業を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の担い手の中核である森林組合等の林業事業者の体制強化を支援するとともに、地域リーダーの育成を図り林業従事者を確保する。さらに高性能林業機械の導入を促進し、効率的な作業システムの普及・定着を図る。また、林道及び作業路網の整備・補修を適時実施し、林業機械の効率的な利用を促進する。

一方、森林経営の受委託と集約化を促進し、路網整備や機械化による施行の合理化・効率化を図る。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢は次表のとおりとする。

◇樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
名張市全域	35年	40年	35年	35年	10年	15年

※ 標準伐期齢は当該林齢に達した森林の伐採を促すためのものではない。

※ 海布丸太や足場材等の特殊生産材に係る施業の場合はこれを定めない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

伐採に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進に十分留意のうえ、主伐の方法、時期、伐採率、伐区について決定する。主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じる無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その標準的な方法を以下のとおり定める。

（皆伐）

- ・主伐のうち択伐以外のもの。
- ・気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、伐採跡地が連続する場合は少なくともおおむね20haごとに保残帯を設けて適切な更新を図る。なおかつ、小流域内においては、1箇所当たりの伐採面積が20haを超えないものとする。

（択伐）

- ・主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法
- ・材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）とする。

※ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

※ 森林の多面的機能の保全の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するとともに、伐採区域の分割や一つの区域の植栽後に別の区域の伐採を行う等により伐採の空間的、時間的な分散に努める。

- ※ 伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- ※ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置するよう努める。
- ※ 伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努める。
- ※ 伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を越えて伐採（誤伐）しないように、あらかじめ伐採する区域を明確化する。
- ※ 集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画Ⅱ第4の（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針」を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

伐採時には、かかり木にならないように安全な伐倒を最優先とし、伐採木を林地に残置する場合には、できる限り片側の枝条を払い、接地させる部分を長くし、土砂止めとして利用できるものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は次表のとおりとする。なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、名張市役所農林資源室又は林業普及指導員に相談し、適切な樹種を選択することとする。

◇人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、マツその他針葉樹
ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ類、カエデ類その他広葉樹

- ※ 上記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。
- ※ 苗木については、特定苗木などの成長に優れ、花粉の少ない苗木の選定に努めるものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立て方法	植栽本数 (本/ha)
スギ、ヒノキ、マツ その他針葉樹	疎仕立て	1,000～
	中仕立て	3,000～
	密仕立て	5,000～10,000
ケヤキ、クヌギ、ナ ラ類、シイ類、カエ デ類その他広葉樹	疎仕立て	1,000～
	中仕立て	3,000～
	密仕立て	5,000～10,000

※ 植栽本数を減じる場合は、1,000 本/ha を下限とする。

※ 疎仕立てについては、木材の生産目的を考慮して選定し、前生林分の成長状態等を参考に良好な成長が期待できる場所で植栽を基本とする。

※ 標準的な植栽本数によらないで植栽しようとする場合は林業普及指導員又は名張市役所農林資源室と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

その他人工造林の方法は次表のとおりとする。

◇その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	等高線に沿い堆積する全刈筋積を原則とする。 なお、急傾斜地等の崩壊の危険性ある箇所については、棚積地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とする。
植栽の時期	樹種別の適期に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林において、皆伐による伐採を行う森林については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。

また、人工造林により造成した森林における択伐による伐採を行う森林については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に植栽するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系などを勘案し、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

また、森林の確実な更新が図られている目安として、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に調査を行い、次のことを勘案して判断することとする。

- ① 更新対象とする後継樹種は、その場所で将来高木となり得る樹種とし、その樹高が概ね1.5m以上の幼樹（前生樹及び萌芽を含む。）が概ね1haあたり3,000本以上成立していること。

なお、①の状態にない場合には、追加的な更新補助作業を行い、①の状態になるまで経過観察を行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、次表のとおりとする。

◇天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツその他針葉樹 ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ類、カエデ類その他広葉樹
萌芽による更新が可能な樹種	ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ類、カエデ類その他広葉樹

※ 上記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても発生してきた高木性の樹種であれば対象とする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、天然更新の対象樹種の期待成立本数の10分の3を乗じた本数以上の本数を更新することとし、その立木は周辺の草丈以上の樹高であるものとする。

樹 種	期待成立本数
スギ、ヒノキ、マツその他針葉樹 ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ類、カエデ類その他広葉樹	10,000本/h a

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈出し	天然稚幼樹の生育がササ等の下床植生によって阻害される箇所にあつては、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図るものとする。
植込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により、必要に応じて萌芽の翌年に1回目を行い、地際に近く風上側の強い芽を1株当たり4～5本残すようにする。4年目に2回目の芽かきを行い、1株当たり2～3本とする。

ウ その他天然更新の方法

該当なし

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図る観点から、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

区域内に次のア～エに掲げる要件の全てを満たす森林が存するものについては、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とし、その箇所の造林に当たっては、人工造林による更新を基本とする。

ア 現況が針葉樹人工林である。

イ 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない（堅果を持つ更新樹種による天然下種（重力散布）が期待できない）。

ウ 周囲100m以内に広葉樹林が存在しない。

エ 林床に更新樹種が存在しない（過密状態にある森林、シカ等による食害が激しい森林、シダが一面に被覆している森林など）。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	備 考
市内のスギ・ヒノキ等の植栽地	ただし、上記(1)ア～エに掲げる要件に基づき、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の有無、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して、天然更新が可能であると判断できる場合は天然更新を可能とする。 なお、第2の2に基づき更新が図られていない場合は、更新補助作業を行うものとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数を10,000本/haと定め、これに10分の3を乗じた3,000本/ha以上の本数(ただし、草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。)を更新することとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の生育の促進ならびに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、標準伐期齢未満では概ね10年に一度、標準伐期齢以上では概ね20年に一度の間伐を実施するものとする。

間伐効果を長期間発揮させ、育林コストの縮減等を図る観点から、気象被害等に十分注意した上で間伐率を30%以上にすることが望ましい。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、次表のとおりとする。

◇間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)					標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
スギ	中仕立て ～密仕立て	3,000本 ～ 5,000本	15 ～	25 ～	35 ～	55 ～	75 ～	間伐率は本数で20～40%とし、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。	
ヒノキ	中仕立て ～密仕立て	3,000本 ～ 5,000本	15 ～	25 ～	35 ～	55 ～	75 ～	間伐率は本数で20～40%とし、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。	

※間伐とは、樹冠疎密度が10分の8以上の森林（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉が林地を覆った状態の森林）において、主に目的樹種の一部を伐採することを言い、材積に係る伐採率が35%以内であり、且つ伐採年度の翌年度の初日から起算して、概ね5年後において樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うもの。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類別の標準的な方法は、次表のとおりとする。

◇保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数										標準的な方法	備考	
		(年) 1	2 ~3	4 ~8	8 ~12	8 ~10	12 ~14	16 ~18	7 ~10	11 ~17	18 ~20			
下刈り	スギ	(回) 1											手刈り、機械刈り	
	ヒノキ	1	1~2	1										
つる切り	スギ				1~2								手刈り クズの生育地では 回数を増やす	
	ヒノキ				1~2									
除伐	スギ					1~2	1~2	1					チェーンソー等 目的以外の不要木 又は、目的樹種の うちでも損傷木、 病虫害の被害木等 の不良木の除去	
	ヒノキ					1~2	1~2	1						
枝打ち	スギ												枝打ち用具、機械 下枝払い、背丈打 ち 無節材生産で は回数を増やす 最終の枝打ち高さ は7-8mが望ましい	
	ヒノキ									1~2	1~2	1		

3 その他必要な事項

樹冠長率が30%に満たない林分は、気象災害に対して弱く、間伐後しばらくの間は特に危険である。しかしさらに脆弱な森林になるのを防ぐためには、優勢木が適正配置されるように劣勢木中心の弱度の間伐を段階的に進める。また、樹冠長率が20%近くまで低下した森林は、間伐しても健全な森林に戻すことは困難である。このような場合には、皆伐更新することが望ましい。

野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林においては、野生鳥獣の侵入を防止する柵や樹皮剥ぎ被害を軽減できる資材等の鳥獣害防止施設の整備及び維持管理や捕獲等により鳥獣害の防除を行うこととする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図り、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散に努めることとする。

尚、当該森林は下表の伐期齢の下限に従って森林施業を実施し、森林の区域は別表2に定めるものとする。

◇森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
	45年	50年	45年	45年	20年	25年

※伐期齢の下限は、樹種ごとに標準伐期齢に10年を加えた林齢とする。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

該当なし

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 森林施業の方法

森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため適切な造林、保育、間伐等を実施する。更に森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

【別表 1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「水源涵養維持増進森林」)	付属概要図のとおり	3,596.2

【別表 2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	付属概要図のとおり	3,596.2

3 その他必要な事項

(1) 名張市が独自に定める、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林は、下記のとおりとする。

ア 区域の設定

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
別表 3 のとおり。
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林
別表 3 のとおり。
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林
別表 3 のとおり。

イ 森林施業の方法

適切な伐区の形状、配置等により伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林については、土壌の保全等を特に図る観点から、伐採年齢を標準伐期齢の 2 倍程度まで延ばす長伐期施業や常に一定以上の蓄積を維持する複層林施業に努めることとし、また、林地の安定化を目的とした未立木地等への植栽を推進するほか、複層状態の森林へ誘導する際の広葉樹導入による針広混交林化に努めることとし、この森林の区域は、別表 4 のとおりとする。

(2) 名張市が独自に定める、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

ア 区域の設定

別表3のとおり。

イ 森林施業の方法

森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう努めることとし、計画的な主伐と植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、施業の集約化や路網整備等を通じた効率的な森林整備を実施することとし、この森林の区域は別表4のとおりとする。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする（アカマツの天然下種更新やクヌギ、コナラ、コウヨウザンの萌芽更新を行う森林を除く）。

【別表3】

区分	森林の区域	面積 (ha)
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」）	付属概要図のとおり	2,421.06
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「快適環境形成機能維持増進森林」）	付属概要図のとおり	119.42
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「保健文化機能維持増進森林」）	付属概要図のとおり	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「木材等生産機能維持増進森林」）	付属概要図のとおり	1,648.19
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

【別表 4】

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
長伐期施業を推進すべき森林		該当なし	
複層林施業 を推進すべ き森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	
標準伐期齢以上で主伐すべき森林		付属概要図のとおり 「水源涵養維持増進森林」 以外の森林	3, 239. 23

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

小規模零細な所有森林や不在村者所有森林では、森林施業が滞っていることから、このような森林については、森林組合等の林業事業体への長期の施業委託を促進し、林業事業体の森林の経営規模を拡大することとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林組合等の林業事業体に森林の経営の受託等に必要な情報を提供し、森林の経営規模の拡大についての地域合意を促す。

これにより、施業意欲のない森林所有者には森林の経営の委託を働きかけるとともに、林業事業体の森林施業プランナー等が取りまとめを行い、合意が得られた森林については森林の経営の受託拡大により、効率的な森林施業を実施する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受託等森林の経営の受託方法や立木の育成権の委託内容など、森林の経営の受委託等を実施するには、地域で十分に協議し合意形成が図られることと、森林の境界の明確化と長期の施業の受託等森林の経営の受託方法や立木の育成権の委託内容などを明文化した書面による契約が不可欠である。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら林業事業体等に施業を委託する等の方法により森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得したうえで、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、本市が森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

なお、当該制度の実施に当たっては、名張市森林経営管理基本計画に基づき、施業履歴等から森林整備が必要な区域を定め、当該区域において、地域の実情を踏まえ、優先度の高い地域から境界明確化、経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を進める。

- 5 その他必要な事項
該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

当市の森林の所有形態は5割が5ha未満の小規模な零細林家が占め、手入れの不十分な森林が多数存在している。このような森林所有者については、林業施業の共同化・合理化を促進し、保育・間伐等の森林施業の実行確保を図るとともに、森林組合等の林業事業体への施業の委託、共同化、組織化を推進し林業経営の改善を図る。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

不在村森林所有者を含む森林所有者に対し、森林作業道の整備、境界明確化等地域単位での施業共同化に向けて施業実施協定の締結を推進する。

また、地域林業の中核的担い手である森林組合等の林業事業体を中心として、森林所有者に長期的な森林経営計画についての認識を深めてもらうべく普及啓発を行う。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 森林施業を共同で実施するにあたっては、森林所有者が林業事業体に長期的な施業委託をすることにより、各年度の実施計画を作成、実施管理を行い、一体的、効率的に実施することとする。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は、関係者により実施すること。

ウ 施業委託した森林所有者の一部が共同化について遵守しないことにより、その者が他の施業委託者に不利益を被らせることがないように、予め個々の施業委託者が果たすべき責務等を明らかにすること。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、次表を目安として林道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとする。

なお、次表の整備水準は、木材搬出予定箇所には適用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

◇路網整備の水準

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	110m/ha以上	30m/ha以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	85m/ha以上	23m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上	23m/ha以上
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60[50]m/ha以上	16m/ha以上
	架線系作業システム	15[20]m/ha以上	16m/ha以上
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5m/ha以上	5m/ha以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。スイングヤード、タワーヤード等を活用する。

2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、フォワーダ等を活用する。

3：「急傾斜地」の[]書きは、広葉樹の導入による針広混交林など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

ア 路網整備等推進区域

路網整備等推進区域は次表のとおりとする。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図り、森林施業や木材生産に応じた適切な規格・構造の林道を整備することとし、林道規定（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整第602号林野庁長官通知）及び三重県林業専用道作設指針（平成23年3月24日環森第06-590号）の規定を踏まえて開設する。

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：km 面積：ha

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	前半5 カ年の 計画 箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道	布生	布生	1.2			①	
		計		1 路線	1.2				
拡張 (舗装)	自動車道	林道	青蓮寺	青蓮寺支	1箇所 2.6	93		⑩	
		計		1 路線	1箇所 2.6				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

林道、林業専用道については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け林野基第158号林野庁長官）に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

持続的に使用可能な壊れない道作りを行うこととし、森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）及び三重県森林作業道作設指針（平成23年3月24日環森第06-591号）の規定を踏まえて開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業従事者の養成

地域の林業生産活動を維持・発展させるためには、優秀な技能と林業経営のセンスを備えた林業従事者を地域ぐるみで養成していく必要があることから、既存の林業従事者に対して、三重県林業労働力確保支援センター等が行う林業技術研修など

を積極的に活用し、定期的に技術・技能の研修を受けるよう指導していく。

また、三重県が「みえ森林・林業アカデミー」において実施する各種の林業人材育成講座を積極的に活用し、林業従事者のスキルアップを推進するよう指導していく。

(2) 林業従事者の確保

若年層の林業へのUターンや新規参入を促進するために、林業労働に対するイメージの向上に努める。

具体的な方策としては以下のようなことが挙げられる。

ア 林業・作業道の開設や機械化等の推進により労働強度の低減及び安全性の向上に努める。

イ 月給制、週休制、社会保険の充実等現在社会にマッチした雇用形態を実現する。

ウ 林業従事者の安全に対する意識向上と林業労働への関心を高めるために、林業機械等の安全講習の広報を積極的に行う。

エ 森林についての総合的知識を有した若者の育成・確保を通じて、森林を総合的に管理する新しい職種という好ましいイメージを与える。

オ 市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校の児童・生徒を対象として、自然観察や林業体験学習等を実施し、森林保全活動に対する動機付けを行うとともに、林業への就業へのきっかけ作りを工夫する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

今後主伐期の到来により伐採量の増加が予想されることから、伐出・造材工程について、環境負荷の低減に配慮し、非皆伐施業にも対応し得る機械化を促進する。

このための高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標は次表のとおりとする。

◇高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）		将 来	
伐倒		チェーンソー		チェーンソー ハーベスタ・プロセッサ	
造材		チェーンソー		チェーンソー ハーベスタ・プロセッサ	
木寄せ・集材		ウィンチ グラップル フォワーダ 自走式搬器 林内作業車		ウィンチ グラップル フォワーダ 自走式搬器 スイングヤーダ タワーヤーダ 林内作業車	
造林保育等	地ごしらえ 下刈り	鎌、鋸、刈払い機		鎌、鋸、刈払い機	
	枝打ち 除間伐	鉋、鋸、チェーンソー		鉋、鋸、チェーンソー	

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備方針

公共施設の整備にあたっては、名張市公共建築物等木材利用方針に基づき、地域材を使用することに努める。民間施設についても、地域材の使用に関して普及・啓発を行う。

(2) 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画は、次表のとおりとする。

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
プレカット施設	黒田	2,690㎡	△ ₁				
羽柄材加工施設	黒田	330㎡	△ ₂				
木炭生産施設	長瀬	300㎡	△ ₃				

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域は次表のとおりとする。

対象鳥獣の種類	鳥獣害防止森林区域	面積
ニホンジカ	市内民有林全域	6,827 ha

(2) 鳥獣害の防止の方法

人工造林や天然更新等を行う場合には、現地調査等による森林のモニタリングに基づき生息密度の把握を行い、食害の恐れが大きい場合は、防護柵や防護チューブなどにより、稚樹を保護することとする。防護柵に関しては、常に被害防止に効果を発揮するよう、維持管理に努める。

また、地域の実情に応じて、わな（くくりわな、箱罟、囲い罟）や銃器による捕獲を実施する。

なお、森林における対象鳥獣の被害防止対策は、農業被害対策等と連携・調整のうえ実施する。

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法については、定期的な聞き取り等により実施状況を確認することとし、実施されていない場合には森林所有者等に対し適切な対応を行うよう助言・指導を行うものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

ナラ枯れ被害については、定期的な巡視を行い被害が発見された場合は三重県に報告する。

(2) その他

該当なし

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施設や農業被害対策等との連携を図りつつ、モニタリングに基づく個体数調整や防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に実施することとする。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を実施する。

3 林野火災の予防の方法

林業作業時には、たばこの火やたき火等火気の使用には十分注意するよう啓発を行う。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のための火入れは極力行わないこととする。やむを得ず、火入れを行う場合には、「名張市火入れに関する条例」に基づき手続きを行い、あらかじめ消防、警察、地元自治会等関係機関へ通知したうえで実施することとし、火入れは必要最低限の規模とする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林は次表のとおりとする。

森林の区域	備考
該当なし	

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画することとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名（仮称）	対象林班名	林班数	区域面積 (ha)	配色
比奈知①	26～44	19	622.88	青色
比奈知②	45～53	9	235.16	黄色
国津①	54～55	2	105.48	桃色
	57～66	10	381.52	
	小計	12	487.00	
国津②	67～74	8	430.52	黄緑
国津③	75～96	22	1,174.56	水色
箕曲①	97～108	12	582.17	茶色
箕曲②	109～130	22	1,091.78	橙色
薦原・名張・ 美旗	8～25	18	957.81	赤色
	142	1	74.32	
	小計	19	1,032.13	
錦生・赤目	131～141	11	516.16	緑色
	1～7	7	663.07	
	小計	18	1,179.23	
	合計	141	6,835.43	

2 生活環境の整備に関する事項

U J I ターン者などが地域に定住するために必要な生活環境施設の整備を推進することとする。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

地域材や地域の特用林産物、森林・林業に関わる伝統技術等、また、間伐材のバイオマス利用や林業の6次産業化等地域の森林資源を活用することで、地域森林の付加価値を高めることで地域振興に努める。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

里山の保全については、山林所有者が維持・管理するのが原則であるが、居住地に近い里山林については、地域住民やボランティア団体等に山林内の整理等に参加してもらい地域住民が利用しやすい森林づくりを行う。

○森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将 来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
東山ふれあいの森	下比奈知	17ha			1
木工体験施設	神屋	225 m ²			2

5 住民参加による森林の整備に関する事項

住民参加による森林づくりに対する理解と関心を深める取組みを推進する。

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

地域住民の参加による森林整備の一環として、東山生活環境保全林（東山ふれあいの森）や南古山地内の市有林など里山林の管理を行い、発生した伐採木は、木工体験施設“はぐくみ工房 あららぎ”での行事等で活用する。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

青蓮寺川と宇陀川は名張川と合流し、木津川を經由した後淀川となり大阪湾に注いでいる。このように名張市の森林は水源かん養機能を有する下流地域の水源として重要な役割を果たしていることから、下流の住民やその団体等と地域住民が連携した「水源の森づくり」を趣旨とする取組みを行う。

(3) その他

特になし

6 その他必要な事項

三重県型森林ゾーニングについて、以下のとおり定める。

森林の公益的な機能に着目した「三重県型森林ゾーニング」に基づき、木材の持続的な生産を目的とした「生産林」と公益的機能を重視した「環境林」に区分する。

「生産林」「環境林」の配置については（別添資料⇒エクセルデータ）のとおりとする。

「生産林」は、「公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材の持続的な生産を行う森林」として、「環境林」は「原則として生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮を目指す森林」として位置づける。環境林はさらに、その状況や求められる機能に応じて、貴重な自然環境の保全を重視する「環境保全型森林（保存型）」と、安全で快適な県民生活の確保を重視する「環境保全型森林（保全型）」及び、レクリエーション等に供される「人との共生型森林」に区分する。

三重県型森林ゾーニング

三重県のゾーニング		内容
生産林	持続的利用型森林	日常生活に必要であり、環境に対する負荷の少ない素材である木材等林産物の計画的・安定的生産を重視する森林
環境林	環境保全型森林	保存型森林 原生的な森林生態系等、貴重な自然環境の保全を重視する森林 （自然公園（特別～第1種）、自然環境保全地域（特別）等）
		保全型森林 土砂流出・崩壊の防備・水源かん養等安全で快適な県民生活を確保することを重視する森林 （自然公園（第2種）、自然環境保全地域（普通）、保存型森林周辺等）
	人との共生型森林	自然休養林、風致探勝林等のレクリエーションの森林、及び文化としての森林地域で、県民が森林へ積極的に参加する森林 住民参加の森づくりを推進する森林